**大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和5年度 第1回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後3時まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

５　会議の概要　　令和4年度第2回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数607件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 随意契約 | 大阪府立国際会議場吊物舞台機構設備改修工事 | 924,000,000 |
| 委託役務 | 随意契約 | ゴルフ場利用税及び府たばこ税電子申告・電子納入の導入に伴うシステム改修業務 | 102,595,130 |
| 委託役務 | 随意契約 | 大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務 | 19,800,000 |

別 添

|  |  |
| --- | --- |
| **【大阪府立国際会議場吊物舞台機構設備改修工事】**  **≪令和5年度 第1回定例会議抽出事案 質疑応答要旨≫** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本事案は舞台機構という特殊な設備の改修であるが、受注者が持つどのようなノウハウに着目して随意契約としたのか。 | 当該舞台機構は建物建築当初から設置されており、建物と設備は不可分の状況。改修に当たっては、建物の構造や使用形態を考慮した施工を要するとともに、設備自体も独自の制御回路やプログラムにより動作するものであるため、当初設置した事業者に発注したものである。 |
| 当初設置事業者への随意契約を前提としているように感じられるが、本事案は金額も大きいため、透明性を確保する工夫や施工可能事業者の確保も必要と考えるがどうか。 | 国内に舞台機構を施工可能な事業者は複数あるが、他事業者の改修により結果的にメンテナンス費用が割高となった例を聞くため、他施設との情報交換で好事例があれば参考とするなど、改修手法を慎重に選定したいと考える。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本事案を既定の前例とすることなく、次期改修の際は、設備一式を入れ替える手法も前提とした検討を行った上で発注したいと考える。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、施設内の特殊な設備を改修する工事であり、構造や制御に係るノウハウを持つ、当初設置した事業者に、施設所管課が随意契約で発注したものである。本事案を発注するに当たっては、当該設備の新築時の価格と比較した上で改修することとしたとのことであるが、このような大規模かつ特殊な設備であれば、設備の耐用年数を考慮した総コストの比較や機能の向上に係る検討などを行うことが必要であったと考える。ただ、本事案は営繕部署ではなく施設所管課が自ら発注しているため、専門的な知識が必要な検討を充分に行うことが困難であったと認められる。本事案のような大規模かつ特殊な設備などの工事については、発注の計画段階から専門的な知識が必要であることから、営繕部署が発注するか、施設所管課への充分なサポートを行うよう努められたい。 | |
| **【ゴルフ場利用税及び府たばこ税電子申告・電子納入の導入に伴うシステム改修業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 税務情報システムは当初どのような発注手法であったか。また、本事案の随意契約を締結する際に価格の妥当性をどのように確認したのか。  ２種の税収に対して本事案の改修費は高く感じられる。随意契約は一定やむを得ないが、改修費の増大は、古いシステムを使い続けていることが要因と考えるがどうか。 | 税務情報システム構築にかかる発注は、一般競争入札により事業者を決定した。  本事案の見積金額の妥当性については、事業者から徴取した見積書の改修範囲や対象が妥当かを精査し、あらかじめ定めた改修に係る技術者単価等により、適切に積算されているかを確認したもの。  　税務情報システムの稼働後の度重なる改修によりシステムが複雑化するとともに、COBOL言語を使用するシステム自体の陳腐化もあり、本事案を含め改修費用が嵩んでいると認識している。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 今後は全庁的なＤＸ推進の中でシステムの最適化に向けて、利便性の向上及び改修費用の削減といった点も踏まえながらシステム更改の検討を進めていきたい。 |
| ≪講　評≫  本事案は、既存の税務情報システムを改修する業務であり、当初開発した事業者に随意契約で発注したものであるが、改修が必要な業務内容に比して、改修経費が高額となっているものである。これは、同システムの最も古い部分は昭和63年から運用しており、平成27年にホストコンピューターからサーバー上で稼働するウェブシステムに再構築したものの、ホストコンピューター時代からのCOBOL言語によるプログラムを利用していること、システム規模が大きいこと、税制改正等による度重なるシステム改修を行ってきたことなどから、改修作業等を実施できる技術者の不足やシステムの複雑化により、高コストなシステムとなっていることが原因であると考えられる。本事案の契約に当たっては、府と委託事業者間で積算の基準となる技術者単価等を協定書で定めたり、システムの改修部分を最小限の範囲とするなど、改修費用の軽減に努めていると評価できるが、高コスト体質の解決は、現行システムの更改等、抜本的な見直しを検討する必要があると考える。今後、同システムの更改に向けて検討を進めるとのことであるが、当該システムは大規模かつ税務事務という極めて重要なシステムであることから、更改に当たっては充分な体制の構築や検討期間を確保するなど、リスク管理を適切に実施して対応されたい。 | |
| **【大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本事案は、第1回目の公募型プロポーザル方式が取止めとなったため第2回目として発注したものであるが、委託金額は同じで業務内容が異なっているのはなぜか。  　第1回目の公募について、具体的な業務内容が事業者に伝わりにくい面があったのではないかと考えるがどうか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 第1回目が取止めとなったのは、委託金額に比して業務内容が過大であったことが要因と考えている。第2回目の公募に当たっては、中核となる業務を残した上で、一部作業を府職員が対応するなど、委託金額ではなく業務内容を精査したもの。  　仕様書において目的が絞りきれていない面はあるが、府において調査検討の道筋を提示し、不足する部分を事業者の提案により対応したいと考えて発注したもの。  　委託金額と業務内容のバランスについて充分な精査を行うことが必要であり、次回以降の発注に向けて見直しをしたいと考える。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、公募型プロポーザル方式により契約した案件であるが、第１回目の公募においては応募者がなく取止めし、業務内容が過大であったため一部を削減し、第２回目の公募を行なったものである。公募型プロポーザル方式は、高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務を対象とし、価格競争を行う一般競争入札や総合評価一般競争入札に適しないものの調達に採用する手法であるが、本事案は委託上限額を上回る業務内容を求めていることなど、業務に必要な技術力や業務量に見合う価格を考慮できていなかったのではないかと考える。本事案のような調査検討業務は、その結果が後続の本体業務の品質やコストに大きな影響を与えるものであり、その調達に当たっては、具体的な目的と成果を見据えた上で、民間の専門性やノウハウを活用することが必要である。今後は、事業における課題設定を明確にし、業務内容を委託上限額に応じて充分精査した上で発注するよう努められたい。 | |

**≪令和4年度第2回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【スマートシニアライフ事業推進等に関する業務】** | |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| ・本件は、大阪府と民間企業で構成された協議会が実施するスマートシニアライフ事業の今後の運営方針等について検討する業務であり、民間事業者の専門性やノウハウ等を活用した提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で発注したものである。  ・しかしながら、本件では事業内容をよく把握した上で提案を行う必要があるにもかかわらず、事前の情報提供が限定的になっている面があると思われ、スマートシニアライフ事業に関与していない事業者の参加が困難であったと考えられる。  ・公募型プロポーザル方式での発注は、複数の事業者からの企画提案により事業者を選定することが期待されてることから、後続の案件を発注する際は、事業経過や業務内容、求める提案の趣旨等を、より分かりやすく提示し、新規参入者でも応募できるよう、競争性の確保に努められたい。 | ・スマートシニアライフ事業の内容を広く周知するため、部局ホームページへの掲載や事業者への口伝えだけでなく、関係事業者に本事業へ参画してもらう形で積極的に周知していきたい。  ・また、本件に関して事前に意見交換した事業者以外には補足説明をした方がよいと感じる部分もあったため、今後は実施内容や方法等について多様な事業者から提案を受けられるよう、可能な限りの情報提供及び丁寧な説明をするよう努めたい。  ・今後、発注を行う際は、まず競争入札の適用を検討し、その結果、入札に適さないと判断される場合のみ公募型プロポーザル方式を採用する。  ・また、いずれの発注方式においても、次のとおり対応する。  【具体的な方策】  　　・基礎情報（スマートシニアライフ事業）の周知の  　　　ため、事業の概要資料を交付する  　　・公募期間（又は公募準備期間）を長く設定する  　　・事業説明会の開催など、公募に係る基本情報に  　　　接する機会を設定する |